飯塚市の条例、人権問題啓発活動

飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

市条例(全8条)の主な内容 条例の内容を易しい文章にしたもの

だい じょう もく てき 第1条【目的】

部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進 し、差別のないまちづくりを実現することを目的とします。

第3条【市民の責務】 第2条【市の責務】

行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努め、市民は差別をなくすた めの施策に協力します。

第4条【相談体制の整備】

きなったのでは、たいまいととのできなった。

だい じょう すいしんたいせい じゅうじつ だい じょう じったいちょう さ第6条【推進体制の充実】 第7条【実態調査】

国や県、各種関係団体と連携し、推進体制を充実させ、実態調査を行います。

第8条【委任】

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めます。

ー____ 〜人権フェスティバル〜【4月23日】 飯塚市部落解放研究集会

いいづか しじんけんきょういく けいはつずい しんきょうぎ かいしゅさい だい かい いいづか しょう らく飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による 第50回 飯塚市部落 がいほう けんきゅうしゅうかい ぜん ごく すい へい しゃ ねん かん しゃ ねん かん という 演題で部 ਫ਼くかい ほう どう めいちゅうおう ほん ぶ しっこう い いんちょう くみ さか しげ ゆき 落解放同盟中央本部執行委員長の組坂繁之さんにご講演いただき ました。

かいじょう し ないしょうちゅうがく せい じんけんひょう こ てん じ まこな 会場には市内小中学生の人権標語・ポスターの展示も行いました。



できょう もんだいけいはつきょうちょうげっかん 同和問題啓発強調月間 【7月1日~7月31日】



飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」に街 望いかいます。 頭啓発をはじめ、講演会など各種の啓発活動を行ってい ます。2022(令和4) 年度の講演会では、「助けてと言え るまち『ひとりにしない』という支援」の演題でNPO法人 抱樸理事長の奥田知志さんにご講演いただきました。



人権・同和問題啓発コーナー展示

イイヅカコミュニティセンター1階常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わるパネルを、定期的にテーマを変えて展示しています。 さまざまな人権啓発パネルや啓発DVDなど、随時貸出しを行っています。お気軽にお問い合わせください。



飯塚市人権·同和政策課 TEL 0948-26-1178 FAX 0948-23-7048

** ち いき じんけん どう わ もんだい けいはつ かつどう 各地域での人権・同和問題啓発活動

飯塚市の委託を受けた「NPO法人人権ネットいいづか」が市との共催で以下の市民への人権・同和問題啓発活動を実施しています。

●啓発事業講演会

「子どもたちの未来のために今できること」【5月13日】
こうしまえかりきへい きともんぶ か がくしょうじ む じ かん 講師:前川喜平さん(元文部科学省事務次官)
「ネット人権侵害と部落差別の現実」【9月16日】
こうしかりぐちゃすし やまぐちけんじんけんけんほう じ む きょくちょう まんり かりぐちゃすし やまぐちけんじんけんけんほう じ む きょくちょう 講師:川口泰司さん(山口県人権啓発センター事務局長)

●地域人権啓発講演会

●自治会での啓発

各自治会の依頼を受け、いろいろな人権のテーマをも とに地域の公民館などで啓発活動を実施しています。

●交流センターでの啓発

各交流センターのサークルやいきいきサロン、まちづくり協議会、交流センター主催の研修会などで啓発活動を実施しています。

●企業・事業所での**啓発**

飯塚市内17の企業・事業所または公的機関で啓発活動を実施しています。(年30回)



《啓発事業講演会》



《地域人権啓発講演会》



《交流センターサークル啓発》



《企業・事業所啓発》

